

## ○ 今回の見直しに関する Q &amp; A

(都道府県及び市町村向け)

問 1 今回の「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」(以下「社福軽減事業」という。)の見直しは、都道府県及び市町村の判断において、平成 24 年度以降に見送ることは可能か。

(答)

- ・ 社福軽減事業は、基本的には都道府県及び市町村の判断によるものであるが、今回の見直しは、介護給付費分科会による「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」(平成 22 年 9 月 21 日)を踏まえ、その緊急性及び必要性に鑑みて平成 23 年 4 月から実施するものとしたところであり、すべての都道府県、市町村、社会福祉法人等において、平成 23 年 4 月からの実施をお願いしたい。

問 2 都道府県又は市町村の判断において、軽減の対象者をすべての生活保護受給者とせず、独自の対象基準を設けても差し支えないか。

(答)

- ・ 社福軽減事業は、基本的には都道府県及び市町村の判断によるものであるが、今回の見直しは、介護給付費分科会によるとりまとめを踏まえ、その緊急性及び必要性に鑑みてすべての生活保護受給者を対象としたものであり、独自基準を設けることのないようお願いしたい。

問 3 今回の見直しによる生活保護受給者への軽減と従来軽減について、社会福祉法人等の要望により、別々に実施の有無を選択させることは可能か。

(答)

- ・ 見直し後の社福軽減事業は、従来の対象者と生活保護受給者を一体的に対象としており、確認証の交付を受けたこれらの対象者が介護老人福祉施設等に入所又は利用した場合には、確実に軽減が行われることを前提としていることから、その趣旨及び目的に鑑みて、社会福祉法人等の選択で軽減対象者の一部を対象としないこととする取扱いは認められない。
- ・ なお、介護給付費分科会での審議のとりまとめにおいては、事業者団体も含めた委員の方々の中で十分に議論がなされ、本事業の意義については事業者団体からもご理解をいただいているところ。

問4 生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額の全額を軽減することとしているが、軽減の程度を利用者負担額の一部とすることは可能か。

(答)

- ・ 生活保護受給者は、原則多床室の利用となっており、ユニット型個室等の利用については、居住費の利用者負担額を保護費で対応しなくても入所が可能な場合に限り認めて差し支えないこととなっている。
- ・ したがって、利用者負担額の全額を本事業の軽減の対象とすることにより、生活保護受給者のユニット型個室等への入所が可能となるものであることから、軽減の程度を利用者負担額の一部とする取扱いは認められない。

※ ここでいう「利用者負担額」とは、介護保険の被保険者の場合は補足給付支給後の自己負担額(負担限度額)をいい、被保険者ではない場合には、補足給付に相当する介護扶助費支給後の自己負担額相当の額をいう。

問5 生活保護受給者については、申請によらず、職権で社福軽減事業を適用することは可能か。

(答)

- ・ 従来の対象者と同様に、申請に基づき適用することとなる。

問6 生活保護受給者については、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(以下「確認証」という。)が無くても、福祉事務所から送付される介護券により、生活保護受給者であることの確認は可能と考えられるが、市町村は確認及び確認証の交付を行う必要があるのか。

(答)

- ・ 市町村(介護保険担当部局)が確認及び確認証の交付を行わない仕組みでは、
  - ① 本事業の実施主体である市町村(介護保険担当部局)として対象者の把握ができず、補助金の申請の算定基礎となる軽減対象者及び軽減対象期間の根拠が確定しない、
  - ② 補助金を請求する介護老人福祉施設等においても、軽減の対象となるサービスや利用者負担額、軽減割合を確認することができないため、補助請求の過誤の要因となる、ことから、市町村(介護保険担当部局)は確認及び確認証の交付を行う必要がある。

問7 市町村は、軽減対象者に対して確認証を交付したときには、受給者情報として、「社会福祉法人軽減情報」（軽減率、軽減率適用年月日）を国保連に送付しているが、生活保護受給者についても同様の手続が必要か。

（答）

- ・ 必要ない。

確認証には「100/100」と記載されているが、受給者情報の軽減率は利用者負担額（1割負担分）に係るものであり、生活保護受給者については居住費に係る利用者負担額のみが軽減対象であるため、軽減率の登録は不要である。

（都道府県、市町村及び社会福祉法人向け）

問8 生活保護受給者の利用者負担軽減について、介護給付費分科会のとりまとめでは「（社福軽減事業により）生活保護受給者もユニット型施設への入所が可能となるよう、支援制度のあり方について検討すべき」とされているが、軽減対象となるのはユニット型個室のみか。

（答）

- ・ 従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室のすべてが軽減対象となる。

問9 生活保護受給者の軽減額に対する法人負担や公費負担はどうなるのか。

（答）

- ・ 見直し後の社福軽減事業は、従来の対象者と生活保護受給者を一体的に対象とするものであり、生活保護受給者の軽減額も含めて、従来通りの負担割合となる。

問10 社福軽減事業を実施する介護老人福祉施設等は、介護給付費等を請求する際、明細書において「社会福祉法人等による軽減欄」（軽減率、受領すべき利用者負担の総額、軽減額、軽減後利用者負担額、備考）を記載することとされているが、生活保護受給者についても同様の手続が必要か。

（答）

- ・ 必要ない。

「社会福祉法人等による軽減欄」は、利用者負担額（1割負担分）を記載するものであり、生活保護受給者については居住費に係る利用者負担額のみが軽減対象であるため、記載は不要である。

問 11 介護保険の被保険者ではない生活保護受給者も今回の見直しの対象となるのか。

(答)

- ・ 医療保険に加入していない40歳以上65歳未満の生活保護受給者は、介護保険の被保険者とならず、生活保護制度により、介護保険法第8条及び第8条の2に定める介護サービス等が提供されている。
- ・ 今回の見直しは、介護給付費分科会のとりまとめを踏まえ、生活保護受給者が介護老人福祉施設等の個室を利用できるようにすることを目的としていることから、介護保険の被保険者ではない者についても本事業の対象とすることとしたところ。
- ・ なお、介護保険の被保険者ではない者については、補足給付が給付されないが、それに相当する額が介護扶助費（居住費）として福祉事務所から介護老人福祉施設等に支払われるため、軽減額は被保険者の場合と同程度となる。

(参考) 平成20年被保護者全国一斉調査（平成20年7月1日現在）

介護扶助受給者数（40歳以上65歳未満） 17,551人（うち特養 729人）

問 12 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項、附則第4条第1項の規定による支援給付を受けている者（以下「支援給付を受けている者」という。）も本事業の軽減の対象となるのか。

(答)

- ・ 支援給付を受けている者については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項の支援給付等に係る厚生労働省告示の適用に関する告示」（平成20年厚生労働省告示第204号）により、居住費及び滞在費の（特定）負担限度額の適用の際、生活保護法による被保護者とみなすこととされている。
- ・ 上記告示を踏まえ、支援給付を受けている者についても、今回の生活保護受給者に係る見直しの内容が適用することとする。
- ・ なお、支援給付を受けている者で介護保険の被保険者でない者も問9と同様の取扱いとなる。

(参考) 福祉行政報告例（平成22年12月分）

介護支援給付を受けている者 1,017人